

財政の見通しの作成

○ 収入計（以下の項目の合計）

- ・ 掛金
総報酬額（育児休業分考慮）×保険料率（年間平均）／2
- ・ 負担金
総報酬額（育児休業分考慮）×保険料率（年間平均）－掛金＋公務等給付
- ・ 追加費用
前掲（国庫負担の推計）のとおり
- ・ 国庫・公経済担
前掲（国庫負担の推計）のとおり
- ・ 基礎年金交付金
前掲（基礎年金拠出金等の推計）のとおり
- ・ 運用収入
前年度積立金×（1＋運用利回り）
＋（収入計（財政調整拠出金を除く）－支出計（財政調整拠出金を除く））
× {(1＋運用利回り)^{0.5}－1}
- ・ 財政調整拠出金A
別添参照
- ・ 財政調整拠出金B
別添参照

○ 支出計（以下の項目の合計）

- ・ 給付費
前掲（年金の種類ごとの受給者数及び給付費の推計（年金給付費））のとおり
- ・ 基礎年金拠出金
前掲（基礎年金拠出金の推計）のとおり
- ・ 年金保険者拠出金
前掲（基礎年金拠出金の推計）のとおり
- ・ 財政調整拠出金A
別添参照
- ・ 財政調整拠出金B
別添参照
- ・ 事務費
当年度1人当たり事務費（物価上昇率で改定）×（組合員数＋受給者数）

○ 積立金

前年度積立金＋当年度収支残（収入計－支出計）

(別添)

財政調整拠出金の算定(単年度分)

○財政調整拠出金A(費用負担平準化のための財政調整)

国共済						独自給付費用の額		⑧総報酬額	
①給付費総額	②公務上給付	③追加費用	④公経済負担	⑤基礎年金交付金	⑥年金保険者拠出金	⑦:①-(②+③+④+⑤)+⑥			
(注)公経済負担には基礎年金拠出金分を含まない。								独自給付費用率	⑦/⑧

地共済						独自給付費用の額		総報酬額	
①給付費総額	②公務上給付	③追加費用	④公経済負担	⑤基礎年金交付金	⑥年金保険者拠出金	⑦:①-(②+③+④+⑤)+⑥			
(注)公経済負担には基礎年金拠出金分を含まない。								独自給付費用率	⑦/⑧

●国共済の財政調整拠出額(独自給付費用率が地共済より低い場合)

国の独自給付費用率 > 地方の独自給付費用率のとき 0

国の独自給付費用率 ≤ 地方の独自給付費用率のとき (国⑧ × 地方⑦ - 地方⑧ × 国⑦) / (国⑧ + 地方⑧)

●地共済の財政調整拠出額(独自給付費用率が国共済より低い場合)

地方の独自給付費用率 > 国の独自給付費用率のとき 0

地方の独自給付費用率 ≤ 国の独自給付費用率のとき (地方⑧ × 国⑦ - 国⑧ × 地方⑦) / (国⑧ + 地方⑧)

○財政調整拠出金B(年金給付に支障を来さないための財政調整)

国共済			
⑨収入の額	⑩A調整の額	⑪=⑨+⑩	⑫支出の額

地共済			
⑨収入の額	⑩A調整の額	⑪=⑨+⑩	⑫支出の額

●国共済の財政調整拠出額(⑨ > ⑩かつ⑬ < ⑭の場合)

国⑪ > 国⑫かつ地方⑪ < 地方⑫ (地方⑫ - 地方⑪)と(国⑪ - 国⑫ - 地方⑩)の小さい方。マイナスの場合は、0
上記条件を満たさない場合 0

●地共済の財政調整拠出額(⑬ > ⑭かつ⑨ < ⑩の場合)

地方⑪ > 地方⑫かつ国⑪ < 国⑫ (国⑫ - 国⑪)と(地方⑪ - 地方⑫ - 国⑩)の小さい方。マイナスの場合は、0
上記条件を満たさない場合 0

(3) 具体的な推計方法

① 有限均衡方式への対応

有限均衡法方式における段階保険料率及び最終保険料率の算出については、次のように行った。

1. 共済年金においては、毎年の保険料率を0.354%引上げることとした。
2. それぞれの年度において、それ以降の保険料率を平準とし、かつ、2105年度において、積立度合が1になるような理論的な平準保険料率を算定した。
3. この平準保険料率が、毎年の引上げ幅0.354%を上回る場合には、その年度の引上げ幅を0.354%とし、以後、理論上の平準保険料率に引上げるための引上げ幅が0.354%を下回るまで、2.、3.の処理を、繰り返し行った。

最後に、千分率で、小数点以下切り上げを行うことにより最終保険料率を算定した。

② 国共済・地共済の財政調整の仕組みの適用方法

財政再計算は、国共済と地共済の財政単位の一元化を前提として行っていることから、一つの財政の中での額のやり取りに過ぎない国・地共済間の財政調整は、財政再計算には全く影響を与えない。

なお、参考推計として国共済、地共済ごとの財政見通しを作成しているが、ここでの財政調整については、法律に基づき次のように対応した。

・費用負担の平準化のための財政調整

費用負担の平準化のための財政調整については、以下のとおり計算した。

A共済の独自給付費用の率 < B共済の独自給付費用の率

であるとき、

$$\frac{\text{A共済の独自給付費用} + \alpha}{\text{A共済の総報酬額}} = \frac{\text{B共済の独自給付費用} - \alpha}{\text{B共済の総報酬額}}$$

「負担の均衡を図るための財政調整拠出金」の額は上の式をみたす α の額となる。

$$\alpha = \frac{\text{B共済の独自給付費用} \times \text{A共済の総報酬額} - \text{A共済の独自給付費用} \times \text{B共済の総報酬額}}{\text{A共済の総報酬額} + \text{B共済の総報酬額}}$$

・年金給付に支障を来たさないための財政調整

年金給付に支障を来たさないための財政調整については、以下のとおり計算した。

「年金給付に支障を来たさないための財政調整拠出金」の額は、黒字の共済が赤字の共済に対し、その赤字分を拠出することから、原則として、その赤字分を補填する額になる。

ただし、黒字の共済が当該財政調整拠出金を拠出することにより赤字になることがないように、黒字の共済の収入（「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」の受入額を除く。）から支出（「費用負担の平準化のための財政調整拠出金」の拠出額を含める。）を除いた金額が限度額として設定されている。

なお、ここにおける赤字には、財政調整拠出金を拠出したことにより赤字になったり、赤字が増えたりする分は「赤字」とはみない。

③ 離婚分割の取り扱い

離婚分割については、平成19年度に制度が施行されたため、データが少ないことや、シミュレーションシステムを根本的に修正する必要があるため、将来の離婚分割については見込んでいない。

なお、平成19年度実績をもとに作成した計算基礎データについては、離婚分割が反映されている。

④ その他、特記すべき事項

平成19年改正法により、地共済年金において長期経理から業務経理へ繰り入れる繰入金について財政再計算の対象となったことに伴い、平成21年財政再計算より繰入金について将来推計を行った。

具体的には、将来の組合員数と年金受給者数が増減することによる事務量の増減及び経済状況の変化による費用の増減を考慮するように計算を行った。

4. 将来見通しの推計結果に関する資料

(1) 被保険者数、被扶養配偶者数(3号)、報酬総額の見通し

前提:基本ケース(財政再計算結果)

【国共済+地共済】

年度 (西暦)	被保険者数	被扶養配偶者数 (第3号被保険者数)	標準報酬総額 (総報酬)
	千人	千人	億円
2010	3,905	1,194	275,100
2011	3,852	1,162	279,651
2012	3,794	1,134	284,784
2013	3,738	1,107	288,914
2014	3,682	1,080	292,706
2015	3,642	1,057	296,586
2016	3,608	1,038	300,842
2017	3,578	1,021	303,607
2018	3,551	1,002	308,541
2019	3,525	986	313,909
2020	3,500	968	319,538
2021	3,478	954	325,106
2022	3,455	940	330,545
2023	3,427	924	335,975
2024	3,399	909	341,530
2025	3,371	895	347,203
2026	3,342	884	353,004
2027	3,310	868	358,027
2028	3,276	854	364,852
2029	3,237	838	370,203
2030	3,200	824	375,611
2031	3,168	812	381,313
2032	3,122	796	386,338
2033	3,075	783	390,789
2034	3,028	771	395,120
2035	2,978	759	399,378
2036	2,924	748	403,575
2037	2,869	736	407,726
2038	2,814	725	411,724
2039	2,761	714	415,712
2040	2,713	704	420,016
2041	2,669	694	424,555
2042	2,627	683	429,104
2043	2,586	672	433,540
2044	2,548	662	437,974
2045	2,513	651	442,420
2046	2,478	640	446,633
2047	2,443	630	450,653
2048	2,408	620	454,475
2049	2,371	610	458,229
2050	2,336	600	461,956
2051	2,303	590	465,757
2052	2,271	581	469,605
2053	2,238	571	473,386
2054	2,208	562	477,285
2055	2,179	552	481,334
2056	2,149	543	485,436
2057	2,119	534	489,510
2058	2,090	525	493,665
2059	2,058	516	497,682
2060	2,027	508	501,825
2061	1,995	499	506,029
2062	1,964	491	510,277
2063	1,931	482	514,567
2064	1,899	474	518,986
2065	1,867	466	523,484
2066	1,836	459	528,125
2067	1,805	451	532,966
2068	1,776	444	538,065
2069	1,747	438	543,394
2070	1,719	432	549,037
2071	1,692	426	554,944
2072	1,667	420	561,204
2073	1,642	415	567,837
2074	1,619	410	574,736
2075	1,596	405	581,825
2076	1,575	400	588,999
2077	1,554	395	596,199
2078	1,533	390	603,309
2079	1,513	385	610,310
2080	1,494	380	617,198
2081	1,475	375	623,973
2082	1,456	370	630,665
2083	1,437	365	637,213
2084	1,419	360	643,701
2085	1,401	356	650,164
2086	1,383	351	656,660
2087	1,365	346	663,180
2088	1,347	342	669,731
2089	1,329	337	676,304
2090	1,312	333	682,919
2091	1,294	328	689,605
2092	1,277	323	696,413
2093	1,259	319	703,375
2094	1,242	315	710,532
2095	1,225	310	717,924
2096	1,209	306	725,589
2097	1,192	302	733,568
2098	1,176	298	741,864
2099	1,160	294	750,503
2100	1,144	290	759,509
2101	1,129	286	768,880
2102	1,115	282	778,612
2103	1,100	279	788,654
2104	1,087	275	799,018
2105	1,073	272	809,670

被保険者数、被扶養配偶者数(3号)、報酬総額の見通し

前提:基本ケース(財政再計算結果)

【地共済】

年度 (西暦)	被保険者数 千人	被扶養配偶者数 (第3号被保険者数) 千人	標準報酬総額 (総報酬) 億円
2010	2,877	774	205,803
2011	2,840	747	208,975
2012	2,803	725	213,191
2013	2,766	705	216,517
2014	2,730	685	219,568
2015	2,700	668	222,210
2016	2,675	654	225,237
2017	2,653	642	226,818
2018	2,633	629	230,513
2019	2,614	618	234,631
2020	2,595	606	239,026
2021	2,579	597	243,301
2022	2,561	589	247,423
2023	2,541	580	251,656
2024	2,520	571	256,012
2025	2,500	562	260,462
2026	2,478	556	264,960
2027	2,454	545	269,652
2028	2,429	536	274,260
2029	2,400	527	278,509
2030	2,373	518	282,808
2031	2,349	511	287,254
2032	2,315	501	291,278
2033	2,280	493	294,767
2034	2,245	486	298,133
2035	2,208	479	301,403
2036	2,168	472	304,566
2037	2,127	464	307,659
2038	2,086	456	310,584
2039	2,047	449	313,413
2040	2,012	441	316,385
2041	1,979	433	319,484
2042	1,947	426	322,571
2043	1,918	417	325,564
2044	1,889	409	328,516
2045	1,863	402	331,399
2046	1,837	395	334,165
2047	1,811	388	336,786
2048	1,784	381	339,322
2049	1,758	375	341,786
2050	1,732	369	344,228
2051	1,707	364	346,761
2052	1,683	358	349,386
2053	1,660	353	352,026
2054	1,637	348	354,779
2055	1,616	344	357,706
2056	1,594	339	360,771
2057	1,571	335	363,870
2058	1,549	331	367,083
2059	1,526	326	370,267
2060	1,503	322	373,571
2061	1,480	318	377,016
2062	1,456	313	380,521
2063	1,432	309	384,084
2064	1,408	305	387,734
2065	1,385	300	391,468
2066	1,361	296	395,316
2067	1,339	291	399,320
2068	1,317	287	403,502
2069	1,295	283	407,818
2070	1,275	279	412,326
2071	1,255	275	417,003
2072	1,236	272	421,875
2073	1,218	268	426,962
2074	1,200	264	432,169
2075	1,184	260	437,442
2076	1,167	256	442,693
2077	1,152	252	447,868
2078	1,137	248	452,890
2079	1,122	244	457,768
2080	1,107	240	462,519
2081	1,093	236	467,144
2082	1,079	233	471,664
2083	1,066	229	476,078
2084	1,052	226	480,446
2085	1,039	223	484,819
2086	1,025	220	489,233
2087	1,012	217	493,692
2088	999	214	498,221
2089	986	212	502,832
2090	973	209	507,547
2091	960	207	512,391
2092	947	204	517,418
2093	934	202	522,647
2094	921	200	528,109
2095	908	197	533,836
2096	896	195	539,861
2097	884	193	546,202
2098	872	191	552,855
2099	860	189	559,816
2100	849	187	567,081
2101	837	185	574,630
2102	826	183	582,456
2103	816	181	590,500
2104	806	179	598,770
2105	796	177	607,212